

令和5年度

博士學位論文

内容の要旨

および

審査結果の要旨

(令和6年3月)

近畿大学大学院

産業理工学研究科

学位論文審査結果の報告書

氏 名

星野 有理子

生 年 月 日

1990 年 7 月 30 日

本 籍 (国籍)

福岡県

学位の種類

博 士 (工 学)

学位記番号

第 53 号

学位授与の条件

学位規程第 5 条該当

(博士の学位)

論 文 題 目

中 小 企 業 会 計 の 動 態 的

分 析 — 商 法 ・ 会 社 法 と ガ バ ナ

ン ス の 展 開 —

学位論文受理日

2023 年 12 月 21 日

学位論文審査終了日

2024 年 1 月 11 日

審 査 委 員

(主 査) 平川 茂

(副主査) 飯島 高雄

(副主査) 河 知延

(副主査) 福浦 幾巳

指 導 教 員

平川 茂

論文内容の要旨

日本における中小企業会計基準には、2005（平成17）年に公表された「中小企業の会計に関する指針」（以下、中小会計指針）と、2012（平成24）年に公表された「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、中小会計要領）がある。これらの会計基準が策定された理由は、2000年代初頭における中小企業金融の多様化への対応策のひとつとして、中小企業の計算書類の適正性の確保が求められるようになったことを挙げるができる。

戦後日本における中小企業会計基準の端緒として、1949（昭和24）年に経済安定本部企業会計制度対策調査会によって公表された「中小企業簿記要領」が挙げられる。「中小企業簿記要領」は、いわゆるシャウプ勧告に基づく青色申告制度の導入にあたり、正確な会計帳簿が必要となったために公表されたものである。

その後、2000年代に至るまで、中小企業会計基準は制定されなかったが、2000年代に入り、中小企業会計基準制定の動きが活発化した。活発化した理由は、上で述べたように、中小企業の計算書類の適正性の確保が求められるようになったからであるが、ではなぜ2000年代に入り、注目されるようになったのであろうか。

中小企業は一般に、不特定多数の株主が存在しない。上で述べた「中小企業簿記要領」は、青色申告制度の導入に伴う正確な会計帳簿が必要になったことにより公表されたものである。実際、中小企業にとって会計帳簿の重要性は、納税申告書の作成のために必要であり、情報開示の必要性は、銀行など特定の利害関係者に対するのみであった。中小会計指針や中小会計要領は、幅広い計算書類の利用を想定している。このような変化はなぜ生じたのであろうか。

加えて、日本において、2006（平成18）年に商法から独立する形で会社法が施行されている。現行会社法は、一国の経済政策のひとつの重要な制度的インフラとしての役割を果たすようになったとされる。このような会社法制の変化は、中小企業会計にどのような影響を及ぼすのであろうか。

本研究では、これらの点を明らかにすることを目的としている。

本研究では、以下の通り7章で構成されている。

序章 研究の目的と意義

第1章 分析の視座

第2章 旧商法と会社法における会計目的の変化

第3章 中小企業の機関としての会計参与

第4章 中小企業会計基準の制度化の歴史的考察

第5章 会計のDX化と中小企業会計

終章 要約と結論

まず、序章では、本研究の目的と意義が提示されている。

第1章では、本研究の分析の視座として、中小企業のコーポレート・ガバナンスのモデルが提示されている。

一般にコーポレート・ガバナンスは、所有と経営が分離している企業が議論の対象となる。しかし、本研究は中小企業を対象にしていること、2000年代以降商法及び現行会社法が、コーポレート・ガバナンスの考え方を取り入れた規定ぶりとなっていることから、独自の分析モデルを提示して第2章以降の分析の視座としている。

第2章では、中小企業会計の根拠法である商法及び現行会社法の性格の変化について整理されている。

伝統的に商法は、企業を取り巻く関係者間の権利義務関係を規定する法律、つまり私法としての役割を果たしてきた。しかし、1990年代後半以降に相次いだ法改正により商法の性格の変化についての指摘がされるようになった。それは、関係者の利害調整のみならず、より積極的に企業の国際競争力をつけるためのツールとしての色彩を強めていったというものである。

さらに、日本において大企業による不祥事が頻発し、コーポレート・ガバナンスの導入についての議論がなされた。日本においては、事前規制から事後規制への政策転換とも相まって、コーポレート・ガバナンスの重要性が議論され、その考え方が商法に取り込まれていった。第2章ではこれら一連の展開について述べている

第3章は、中小企業の機関として、現行会社法に規定された会計参与について検討が加えられている。

会計参与とは、税理士や公認会計士といった会計専門家が取締役と共同して計算書類を作成するとともに、その計算書類を会社とは別に備え置き、会社の株主・債権者の求めに応じて開示することを職務としている会社の機関のことをいう。

上で述べたように、計算書類の適正性を担保するためには、独立した第三者による監査によってなされるべきはずである。ではなぜ、会計参与は、取締役と共同して計算書類を作成する会社の機関として規定されたのであろうか。筆者は、中小企業に対して金融機関が融資をするにあたり、担保価値に頼らない新たな融資の評価基準の必要性が高まっていたことがうかがえると指摘する。企業実態を把握するための一つ的手段として、計算書類の適正性が改めて問われるようになったことと同時に、中小企業の計算書類の適正性の確保を行うための仕組みの必要性も高まったと指摘する。

第4章は2000年代に入り活発化した中小会計指針と中小会計要領の制度化について議論を展開している。

中小企業においては、バブル崩壊に伴う金融機関による、いわゆる貸し渋りや貸しはがしといった問題が生じた。金融機関との関係では、いわゆるメインバンクシステムの衰退により、中小企業においても資金調達が多様化に際して、企業実態の評価に際しての計算書類の重要性が指摘されるようになった。加えて、第3章で取り上げた会計参与がよって立つ基準の必要性が指摘され、中小企業庁といった公的機関と、税理士連合

会といった民間団体が共同して、中小企業向けの会計基準を公表したのである。

第5章では、会計のDX化と中小企業会計について、海外のDXの議論についても参照しながら論じている。ここでDXとは、デジタル・トランスフォーメーションの略語である。総務省が公表した「令和3年版情報通信白書」によれば、DXは①デジタルイゼーション（既存の紙のプロセスを自動化するなど、物質的な情報をデジタル形式に変換すること）、②デジタルイゼーション（組織のビジネスモデルを一新し、クライアントやパートナーに対してサービスを提供するよりよい方法を提供すること）、③デジタル・トランスフォーメーション（企業が顧客や市場の変革をけん引しながら、クラウドなどを利用して新しいサービスを通して、ネットとリアルの両面で価値を創出し、競争上の優位性を確立すること）の3段階に分類している。

本章では、先行研究が、いわゆる大企業を念頭においた議論を展開しているのに対して、中小企業が置かれた環境を踏まえて、中小企業にあったDX化への対応の必要性を指摘している。

終章では、本研究の要約と結論が示されている。

本研究の結論は、先行研究がいわゆる大企業を前提にした議論を展開し、会計基準も大企業に準じたものであるべきとの議論に対して、一貫して経営資源に乏しい中小企業にあった対応を模索すべきというものであり、この点が本研究の意義でもある。

今後の研究課題として、会計基準についての海外の動向について、金融の動向や法との関連で検討することである。

以上が、本研究の内容の要約である。

論文審査結果の要旨

戦後日本における中小企業の会計基準は、1949（昭和24）年に経済安定本部企業会計制度対策調査会によって公表された「中小企業簿記要領」が端緒とされている。この「中小企業簿記要領」は、いわゆるシャウプ勧告に基づく青色申告制度の導入にあたり、正確な会計帳簿が必要となったために公表されたものである。

その後、2000年代に至るまで、中小企業会計基準は制定されなかったが、2000年代に入り、中小企業会計基準制定の動きが活発化した。2005（平成17）年に「中小企業の会計に関する指針」が、2012（平成24）年には「中小企業の会計に関する基本要領」が公表された。

加えて、日本において、2006（平成18）年に商法から独立する形で会社法が施行されている。現行会社法は、一国の経済政策のひとつの重要な制度的インフラとしての役割を果たすようになったとされる。

本論文はこうした会社法制の変化や社会環境の変化が、中小企業会計基準にどのような影響を及ぼしたのかを明らかにするものである。

本論文では、まず分析の視座として、中小企業のコーポレート・ガバナンスのモデルが提示されている。一般にコーポレート・ガバナンスは、所有と経営が分離している企業が議論の対象となる。しかし、本論文は2000年代以降商法及び現行会社法が、コーポレート・ガバナンスの考え方を取り入れた規定ぶりとなっていることから、独自の分析モデルを提示している。

次いで、中小企業会計の根拠法である商法及び現行会社法の性格の変化について整理している。伝統的に商法は、企業を取り巻く関係者間の権利義務関係を規定する法律、つまり私法としての役割を果たしてきた。しかし、1990年代後半以降に相次いだ法改正により商法の性格の変化についての指摘がされるようになった。それは、企業の国際競争力をつけるためのツールとしての色彩を強めていったというものである。

さらに、日本において大企業による不祥事が頻発し、コーポレート・ガバナンスの導入についての議論がなされた。日本においては、事前規制から事後規制への政策転換とも相まって、コーポレート・ガバナンスの重要性が議論され、その考え方が商法に取り込まれていった。本論文はこれら一連の展開について述べたうえで、中小企業の機関として、現行会社法に規定された会計参与について検討が加えられている。

会計参与とは、税理士や公認会計士といった会計専門家が取締役と共同して計算書類を作成する会社の機関のことをいう。計算書類の適正性を担保するためには、独立した第三者による監査によってなされるべきはずである。ではなぜ、会計参与は、取締役と共同して計算書類を作成する会社の機関として規定されたのであろうか。申請者は、いわゆるバブル崩壊後、中小企業に対して金融機関が融資をするにあたり、担保価値に頼らない新たな融資の評価基準の必要性が高まっていたと指摘する。企業実態を把握するための一つ

の手段として、計算書類の適正性が改めて問われるようになったことと同時に、中小企業の計算書類の適正性の確保を行うための仕組みの必要性も高まったと指摘する。

次いで2000年代に入り活発化した中小会計指針と中小会計要領の制度化について議論を展開している。中小企業においては、バブル崩壊に伴う金融機関による、いわゆる貸し渋りや貸しはがしといった問題が生じた。金融機関との関係では、いわゆるメインバンクシステムの衰退により、中小企業においても資金調達の多様化に際して、企業実態の評価に際しての計算書類の重要性が指摘されるようになり、会計参与がよって立つ基準としての中小企業会計基準が設定されたのである。

次いで、会計のDX化と中小企業会計について、海外のDXの議論についても参照しながら論じている。申請者は、「令和3年版情報通信白書」に基づき、DXを①デジタルイゼーション（既存の紙のプロセスを自動化するなど、物質的な情報をデジタル形式に変換すること）、②デジタルイゼーション（組織のビジネスモデルを一新し、クライアントやパートナーに対してサービスを提供するよりよい方法を提供すること）、③デジタル・トランスフォーメーション（企業が顧客や市場の変革をけん引しながら、クラウドなどを利用して新しいサービスを通して、ネットとリアルの両面で価値を創出し、競争上の優位性を確立すること）の3段階に分類している。そのうえで、先行研究が、いわゆる大企業を念頭においた議論を展開しているのに対して、中小企業が置かれた環境を踏まえて、中小企業にあったDX化への対応の必要性を指摘している。

本論文の貢献は、中小企業のコーポレート・ガバナンスという独自の分析視座を用いて、中小企業会計に対して法規定や社会背景が及ぼした影響を明らかにした点にある。加えて先行研究がいわゆる大企業を前提にした議論を展開し、会計基準も大企業に準じたものであるべきとの議論に対して、一貫して経営資源に乏しい中小企業にあった対応を模索すべきと指摘した本論文の意義は大きい。

以上の審査結果に基づき、本論文は中小企業会計の展開過程を動的に分析したものであり、中小企業のコーポレート・ガバナンスという独自の分析視点および関連する法規や社会背景と関連づけて解明した研究であること等を総合的に判断し、博士（工学）の学位を授与するに値する研究であると判断するものである。

(課程)

博士学位論文最終試験結果の報告書

2024年 2月 5日

審査委員	主査 平川 茂
	副主査 飯島 高雄
	副主査 河 知延
	副主査 福浦 幾巳
学位申請者氏名	星野 有理子
論文題目	中小企業会計の動態的分析 —商法・会社法のガバナンスの展開—
<p>2024年1月11日(木)午後3時から、博士論文公聴会を実施した。公聴会では、提出論文の内容についての発表を行い、その後、申請者の研究成果を確認するために、論文の内容に関する口頭試問を行った。公聴会の出席者から出された質問やコメントに対する応答は適切であった。</p> <p>これをもって、申請者は最終試験に合格したものと判定する。</p>	